

## 医員（施設内感染等対策）募集要項（会計年度任用職員）

| 項目         | 内 容  |
|------------|--|
| 職名及び募集人数   | 医員（施設内感染等対策） 8名  |
| 任用根拠       | 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員   |
| 任用期間       | <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※1 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</p> <p>※2 任用後1か月は条件付採用期間となります。ただし、任用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用の期間を延長します。</p>                                |
| 勤務職場       | 都内医療機関、高齢者施設等  |
| 職務内容       | <p>医療機関及び高齢者施設等の感染拡大を防止し、早期にその機能を回復させるために必要な次の業務（疫学調査の実施、感染管理・拡大防止、施設機能維持にかかる指導・助言等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期評価：感染拡大リスク、当該施設の対応力等</li> <li>・疫学調査：患者調査、接触者の把握、データ分析等</li> <li>・感染管理・拡大防止：ゾーニング、感染経路別予防策指導</li> <li>・施設の機能維持：ロジスティクス</li> </ul> <p>平時における地域の感染症対策の体制構築</p> |
| 求められる資格・能力 | ・医師（感染制御ドクターなど感染症及び施設内感染防止対策について、特に高度な専門知識を有すること）  |
| 勤務時間       | <p>派遣の必要性が生じる都度（月16日以内）</p> <p>※1日7時間45分以内、月124時間以内</p> <p>所定勤務時間を超える勤務：無</p>  |
| 休憩時間       | 1日6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間付与  |
| 休暇         | <p>(有給)</p> <p>年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給)</p> <p>病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>                     |
| 報酬         | <p>(時間額) 4,120円</p> <p>派遣対象施設までの旅費実費を別途支給</p>  |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>※1 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日に口座振込により支給</p> <p>※2 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※3 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>  |
| 応募方法等   | <p>「会計年度任用職員申込書（写真を貼付）」及び「医師免許証」（写し）を募集期限までに下記申込先宛てに、郵送又は持参してください。</p> <p>※応募書類の到達確認のお問合わせには対応できません。郵送事故に関しても一切責任を負いません。</p> <p>※持参の場合は、土日・祝日を除く9時から16時まで。</p> <p>※応募書類は選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。</p> |
| 募集期限    | 令和8年2月6日（金曜日）16時必着  |
| 選考方法    | 書類選考  |
| 選考実施日程  | 選考結果については、令和8年2月下旬に本人宛て郵送もしくはメールにより通知します。また、選考経過及び結果に関する問合せには、一切応じません。  |
| 問合せ・申込先 | <p>〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1<br/>東京都保健医療局 感染症対策部 東京感染症対策センター担当<br/>26階南側<br/>電話：03-5320-4542（直通）</p>  |

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。